

(本 庁) 民生部 健康づくり課 保険係 ☎0954-65-3111 (内線130・131)  
 (白石支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-84-2113 (内線13~16)  
 (福富支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-87-2111 (内線14~17)

## 国民健康保険

●国民健康保険とは 国民健康保険は、突然起こる病気やけがに備え、加入者がふだんみんなでお金を出し合う相互扶助を目的とする制度です。町内に住んでいる人で、次に該当しない人はかならず加入しなければなりません。

1. 職場の健康保険、船員保険、日雇保険などに加入している人
2. 公務員などの共済組合に加入している人
3. 生活保護を受けている人

○今年度(16年度)の国民健康保険税の税率は次のとおりです。合併時の変更はありません。納付場所は、本庁・支所及び金融機関です。みなさんの支払う国民健康保険税は次の3つの合計額により決められています。

国民健康保険税算出基礎		医療分	介護分
所得割額 ☒	各世帯の前年中の所得額に応じて計算	7%	0.85%
均等割額	各世帯の加入者数に応じて計算	20,000円	7,000円
平等割額 ☒	一世帯にいくらと計算	33,000円	4,500円

国民健康保険税の最高限度額は医療分については53万円、介護分については8万円です。

○国民健康保険被保険者の資格取得・喪失及び被保険者証の交付、返却、高額療養費の支給、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、など各種申請受付は、本庁・支所どちらでも行います。

但し、高額医療費の貸付と出産育児一時金の貸付については、本庁のみで受け付けます。

○国民健康保険被保険者証は、現在のものを3月まで今までどおり使用してください。住所変更等の必要はありません。平成17年3月末に新しい被保険者証を送付しますので、お手元に届きましたら旧町発行の被保険者証は各自処分してください。

○国保の届出 14日以内に届け出てください。

こんなときには手続きを		手続きに必要なもの
加入する場合	転入したとき	印鑑
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険の離脱証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
やめる場合	転出のとき	印鑑、被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、両方の被保険者証
	死亡したとき	印鑑、被保険者証
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、被保険者証、保護決定通知書
その他	世帯主が変わったとき	印鑑、被保険者証
	住所や氏名が変わったとき	印鑑、被保険者証
	修学や出稼ぎのため町外で生活するとき	印鑑、被保険者証

○退職者医療制度とは 退職者が会社等の健康保険から国民健康保険に移ることにより、国民健康保険の医療費が増大するので、このような医療保険制度間の格差を是正するために、給付費(被保険者の負担金以外の医療費)は一般の被保険者とは別に会社等の健康保険からの交付金により賄われています。

このためこの退職医療制度に該当する方は必ず届出をしてください。

退職者医療制度の届出

退職者医療制度の適用を受ける場合 厚生年金等を受給するようになったとき(国民年金は除く)	印鑑、年金証書(納付月数がわかるもの) 被保険者証
退職者医療制度の適用が受けられなくなる場合 老人保健法を受けるようになったとき	印鑑、被保険者証

○退職後も引き続き社会保険が使えるには（任意継続） 会社などの社会保険に2ヵ月（共済組合1年）以上加入し、退職した人については、2年以内に限って今までの保険を任意継続できる制度があります。（ただし、保険料は従来の事業主負担分も本人が負担することになります。）手続きは、退職後20日以内となっていますので、社会保険事務所、共済組合へお尋ねください。☒

○保険の給付 被保険者が病気やけがをして医療機関にかかった場合、また出産や死亡があった場合、国保で次のような医療給付を行っています。

給付事項	給付対象	手続きに必要なもの		
療養費の給付 支払割合は 保険診療費の7割 3歳未満は8割 70歳以上は9割 (一定以上所得者は8割)	診療、入院または治療材料の支給、処理、手術、その他の治療 ※対象とならないもの 健康診断、予防接種、正常な妊娠、分娩、美容整形手術、歯並矯正	医療機関の窓口には被保険者証を提示します。保険医療費の3割、3歳未満は2割、70歳以上は1割(一定以上所得者は2割)を支払います。		
療養費の支給 支給割合は療養費の給付に同じ。	旅行中の急病などやむを得ない理由で被保険者証を☒提出できなかったとき	領収証・印鑑 被保険者証 預金通帳(郵便局は除く)		
	医療機関が必要と認めたコルセットやはり、きゅうなどの治療代	医師の承諾書 コルセットの領収書		
高額療養費の支給	同じ人が、同じ月内に同じ医療機関に支払った額が自己限度額を超えた場合、その超えた分があとから支給されます。 自己負担限度額(月額)	領収書・印鑑 被保険者証 預金通帳(郵便局は除く)		
			3回目まで	4回目以降
	一般		72,300円 (医療費が241,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	40,200円
	上位所得者		139,800円 (医療費が466,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	77,700円
	住民税非課税世帯		35,400円	24,600円
	◎70歳以上の場合は限度額が異なりますので係にお尋ねください。☒ ◎高額療養費に該当する世帯には係より申請通知を送付します。☒			
標準負担額減額認定証の交付	入院したときの食事代は、次の金額だけを自己負担し、残りは国保が負担します。☒ 入院時食事療養費の標準負担額(1日あたり)	印鑑・被保険者証		
	一般(下記以外の人)		780円	
	住民税非課税世帯		90日までの入院	650円
	・低所得監		90日を超える入院☒ (過去12ヵ月の☒入院日数)☒	500円
	・低所得特			300円
	一般以外の人で入院するときは係に申請してください。			

給付事項	給付対象	手続きに必要なもの
出生育児一時金	被保険者が出産したときは、一児につき300,000円を支給します。(妊娠4カ月以上であれば死産、流産も含まれます)	印鑑・被保険者証 母子健康手帳
葬 祭 費	被保険者が死亡したときは、15,000円を支給しま	印鑑・被保険者証☑

※1 上位所得者 被保険者の所得額の合計が670万円を超える世帯に属する者

※2 低所得者☑ 次のいずれかに該当者

☑その者の属する国保被保険者すべて(世帯主が社会保険の場合は、世帯主も含む。)が町民税非課税であつて、かつ、世帯主全員について所得が一定基準を満たす者。一定基準とは、所得額(収入から経費を差し引いた後の所得額)が0円の者  
このとき、公的年金を受給している場合判定の際は、65万円を控除し所得額と見なします。

☑町民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者

※3 低所得者☑ 被保険者すべてが町民税非課税であつて、低所得者☑に該当しない者

○交通事故にあった時は 国民健康保険の被保険者で、交通事故などで負傷したため医療機関を受診したときは、すみやかに届け出てください。届出は、印鑑、医療保険被保険者証、交通事故証明書が必要です。

○はり、きゅう、マッサージ助成事業 はり、きゅう、マッサージの施術費については受療券を発行し、町内の施術所で、1回につき1枚利用できます。(年間50回まで)

補助額 1回900円☑

## ■老人医療

### ●老人保健医療とは

健康保険に加入している75歳以上(一定の障害(注1)のある方は65歳以上)の方は、病気やケガをした場合、老人保健医療の制度で診療を受けることになります。

ただし、平成14年9月30日までに70歳なった方(昭和7年9月30日以前に生まれた方)については従来どおり老人保健医療の対象となります。

なお、65歳以上で一定の障害のある方は、障害の状態にある旨市町村から認定された日の翌月(ただし、その日が1日のときはその月)の1日から老人保健医療の対象となります。市町村長の認定を受けるためには役場での申請が必要です。

(注1)一定の障害とは、老人保健法施行令別表で定める程度の障害の状態にあることをいいます。例えば、国民年金法による障害基礎年金を受給されている方等です。

### ●医療機関にかかるときは

必ず次のものを提出してください。

なお、現在交付しています老人保健医療受給者証については、合併後平成17年3月31日まで使用できます。平成17年3月末に新しい受給者証を送付しますので、お手元に届きましたら旧町発行の受給者証は各自廃棄処分してください。

- ・健康保険被保険者証
- ・老人保健医療受給者証
- ・健康手帳

### ●医療機関での支払いは

窓口での支払いは、医療費の1割を負担します。ただし、一定以上の所得がある方は医療費の2割を負担します。

なお、老人保健医療受給者証には、窓口負担の割合が記載してありますのでご確認ください。

(外来の場合) 外来については、かかった医療費の1割または2割を負担します。なお、1カ月の合計額が表1の☑の限度額を超えた場合については、後日申請により払戻しを受けられます。該当される方については、役場より後日通知します。

(入院の場合) 入院については、かかった医療費の1割または2割を負担しますが、その場合、表1の☑限度額が窓口へ支払う上限額(月額)となります。1カ月の合計額が表1の☑の限度額を超えた場合については、後日申請により払戻しを受けられます。該当される方については、役場より後日通知します。また、入院した場合は食事代も負担します。

(表1)

区 分	窓口での負担割合	☑外来の場合(個人ごと)		☑外来・入院を合わせた限度額(世帯ごと)	
一定以上所得者 ※1	2 割	40,200円	72,300円+(総医療費-361,500円)×1% (4回目以降の限度額は40,200円になります)		
一般	1 割	12,000円		40,200円	
低所得☑ ※2		8,000円		24,600円	
低所得☑ ※3				15,000円	

※1 一定以上所得者 住民税の課税所得が124万円以上の方及び課税所得が124万円以上の70歳以上の方及び65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方と同一の世帯に属する老人保健医療受給者ただし、同一世帯の70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む)全員の前年の収入の合計が下表の額に満たない場合は、申請により認められますと「一般」になり、1割負担となります。

70歳以上の方及び65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方の人数	左記の方の合計収入
2人以上	637万円
1 人	450万円

※2 低所得者☑ 世帯員全員が住民税非課税である老人保健医療受給者

※3 低所得者☑ 世帯員全員が住民税非課税で、世帯員の所得が一定基準に満たない老人保健医療受給者

(表2)

区 分	1日当たりの負担額
一定以上所得者及び一般	780円
低所得☑(90日までの入院)	650円
低所得☑(12カ月の間に91日以上入院した場合)	500円
低所得☑	300円

低所得☑及び低所得☑の方については、あらかじめ「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関へ提示した場合は、入院時の一部負担金が表1の☑の限度額まで、及び食事代が表2のそれぞれの額となります。認定証については保険係までお尋ねください。

## ■老人医療の届出

次のようなときは、役場への届出が必要です。

こんなとき	必要なもの	いつまで
加入している健康保険に変更があったとき 例:記号番号が変更されたとき等	老人保健医療受給者証、認印 変更後の健康保険被保険者証	14日以内
加入している健康保険の資格を喪失したとき	老人保健医療受給者証、認印 喪失年月日が確認できる書類	すみやかに
新たに健康保険の資格を取得したとき	老人保健医療受給者証、認印 健康保険被保険者証	14日以内
死亡したとき	老人保健医療受給者証 認印	14日以内
町内で転居したとき	老人保健医療受給者証 認印	14日以内
転出するとき	老人保健医療受給者証 認印	転 出 前
転入したとき	健康保険被保険者証、認印 転入前市町村長の証明書	14日以内
氏名を変更したとき	老人保健医療受給者証 認印	14日以内
65歳以上で一定の障害状態にある方	健康保険被保険者証、認印 国民年金の障害基礎年金証書等	一定の障害に なったとき
交通事故にあった時	役場保健係にお尋ねください	すみやかに

(本 庁) 民生部 住民課 住民係 ☎0954-65-3111 (内線161~163)  
 (白石支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-84-2113 (内線13~16)  
 (福富支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-87-2111 (内線14~17)

## 国民年金

●国民年金 国民年金に関する資格取得・喪失等の届出、国民年金保険料免除申請、学生納付特例申請書及び第1号被保険者に関わる老齢基礎年金等の裁定請求書の受付については、本庁・支所どちらでもできます。

○満20歳以上はすべて加入します。

日本国内に住所がある満20歳以上、60歳未満の人で厚生年金や共済年金等の年金を受給している人を除いて国民年金の加入者（被保険者）になります。

- ・第1号被保険者 自営業や農漁業の人とその配偶者及び学生  
次の方は、希望すれば任意加入することができます。

※60歳～65歳未満の人

※日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人

※20歳以上60歳未満の人で、厚生年金の老齢年金や共済組合の退職年金を受けられる人

- ・第2号被保険者 厚生年金などに加入している人
- ・第3号被保険者 2号被保険者に扶養されている配偶者

○年金の種類

- ・老齢基礎年金 原則として25年以上の受給資格期間を満たした人が65歳から受けられます。
- ・障害基礎年金 国民年金加入中や、60歳～65歳までの間に病気やけがで障害者になったとき保険料納付要件を満たしている人。
- ・遺族基礎年金 次のいずれかに該当する人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた18歳以下の子がある妻または子に支給されます。ただし、納付要件を満たしている人です。
  - ☑国民年金の被保険者であること
  - ☑被保険者の資格を喪失したあとでも60歳以上65歳未満で国内に住んでいる人
  - ☑老齢基礎年金の受給権者であること
  - ☑老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること

### 国民年金に関する手続き

こんなとき	必要なもの	どこへ
20歳になったとき	社会保険庁から送付された資格取得届	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班
会社員や公務員になったとき	勤務先の健康保険証・印鑑・年金手帳 (国保の場合は国保の保険証)	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班
勤め先を退職し、すぐに再就職をしなかったとき (扶養している配偶者がいるときは一緒に届出を)	年金手帳・退職した日がわかる書類・印鑑 (国保の場合は国保の保険証)	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班
勤め先を退職し、すぐに再就職した	年金手帳	勤め先
配偶者に扶養されるようになったとき ※結婚したときや年収が130万円未満になったとき	年金手帳	勤め先
配偶者に扶養されなくなったとき ※結婚したときや死別したとき。年収が130万円以上になったとき	年金手帳・印鑑 扶養がはずれた日がわかる書類	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班
住所・氏名が変わったとき ※結婚したときや死別したとき	年金手帳・印鑑	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班
任意加入するとき・やめるとき	年金手帳・印鑑	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班
年金を受けようとするとき	年金手帳・印鑑・預金通帳・戸籍謄本	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班
年金を受取る方法や支払い機関を変えるとき	年金手帳・印鑑	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班
保険料の免除をしたいとき	年金手帳・印鑑 (学生の場合は学生証も)	(本庁) 住民課 (支所) 住民窓口班